

様式イー①

指定管理料提案書
(横浜市桂台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	13,900,000円	13,900,000円	13,900,000円	13,900,000円	13,900,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		材料費、講師謝金等	■	1,512,000円	1,512,000円	1,512,000円	1,512,000円	1,512,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース料、印刷製本費、消耗品費、施設賠償保険加入費等	□	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	-100,000円	-100,000円	-100,000円	-100,000円	-100,000円
施設使用料相当額			/	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円
うち団体本部経費				600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		材料費、講師謝金等	□	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース料、印刷製本費、消耗品費、施設賠償保険加入費等	■	962,000円	962,000円	962,000円	962,000円	962,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,530,000円	1,530,000円	1,530,000円	1,530,000円	1,530,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-30,000円	-30,000円	-30,000円	-30,000円	-30,000円
合計				26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円
うち団体本部経費				500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		材料費、講師謝金等	☐					
事務費		備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース料、印刷製本費、消耗品費、施設賠償保険加入費等	☒					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-100,000円	-100,000円	-100,000円	-100,000円	-100,000円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝金、会場費、資料代	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市桂台地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円	22,880,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円	26,618,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			55,837,000円	55,837,000円	55,837,000円	55,837,000円	55,837,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	6,700,000円	6,700,000円	6,700,000円	6,700,000円	6,700,000円
		居宅介護支援事業	29,500,000円	29,500,000円	29,500,000円	29,500,000円	29,500,000円
		通所系 サービス事業	80,000,000円	80,000,000円	80,000,000円	80,000,000円	80,000,000円
			116,200,000円	116,200,000円	116,200,000円	116,200,000円	116,200,000円
	その他収入		620,000円	620,000円	620,000円	620,000円	620,000円
		172,657,000円	172,657,000円	172,657,000円	172,657,000円	172,657,000円	
支出	内訳	人件費	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円
		事業費	9,000,000円	9,000,000円	9,000,000円	9,000,000円	9,000,000円
		事務費	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円
		管理費	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円	23,000,000円
		その他	8,400,000円	8,400,000円	8,400,000円	8,400,000円	8,400,000円
			168,400,000円	168,400,000円	168,400,000円	168,400,000円	168,400,000円
	うち団体本部経費		7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
収支		4,257,000円	4,257,000円	4,257,000円	4,257,000円	4,257,000円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市桂台地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	③	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

市民の誰もが住み慣れた地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の進行を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するというケアプラザの目的を遂行するべく、担当エリアである本郷中央地区および上郷西地区において次のような取り組みを行っています。

・地域包括ケアシステムの推進については、認知症高齢者の支援としてデイサービスの休業日を利用して、当事者、家族、地域ボランティアが集う認知症カフェを月に1回開催しています。認知症予防として3Aスマイルの会の開催をしています。また、高齢世帯で配偶者が亡くなった後の孤立予防として、あおぞら会を立ち上げグリーフケアを行っています。他の課題としては、フレイル予防に力を入れています。本郷中地区エリアにある空家を活用して地域の活動者とともに「花かごプロジェクト」を発足させ活動しています。また、自治会に協力を仰ぎ体力測定会やシニア健康教室、健康講座を開催して、フレイル予防の重要な要素である「運動・栄養・社会参加・口腔」を浸透させていきます。

・子ども支援についてはケアプラザの多目的ホールを開放した桂台げんき食堂（いわゆるこども食堂）の開催、地域の支援者の協力を得て桂台げんき食堂学習室の開催、地域活動ホームとの合築を活かしたおもちゃ文庫の活用の実践として、子育て支援者を配置して、子育てに不安のある母親のフォローやこども、母親同士の交流などを促進しています。また桂台保育園と共催し子育てサロンを開催していました。

・障害者支援については、担当エリアの課題として、いわゆる8050問題が顕在化してきています。特に何らかの障害のある方が親を介護する立場になった場合やその親が亡くなった後の生活に課題が生じることがあります。その際は区役所や同法人の基幹相談や生活支援センターと連携し課題解決に取り組んでいきます。また、精神に障害のある方が集える場として木ようカフェを立ち上げ側面的な支援の取り組みを行っています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

関係団体との連携について、最も大きい役割を果たしているのは、栄区地域福祉保健計画・地区別計画の推進です。現在は第4期計画を推進していますが、担当エリアの2地区においてそれぞれ時間をかけて作成した地区別計画を具体的な取り組みにすべく活動しています。その活動を行う過程において、地域との連携が強固になっていくことを感じます。

本郷中央地区においては、13町内会自治会で構成され約7000世帯が加入する規模が大きな地区です。18歳未満世帯員のいる世帯の割合は栄区内で一番低く、一人暮らし高齢者の世帯の割合は栄区内で一番高い地域です。地区別計画として4つのテーマ（高齢社会を支えあうつながり・子育てを通じた地域のつながり・災害時にも動ける日常的なつながり・すべての人が安心安全に暮らせるつながり）を4つの部会で構成し、課題に取り組んでいます。各町内会自治会や区・区社協・本郷台駅前地域ケアプラザと連携し、各部会の活動の参加やマップの作成・情報発信に取り組んでいます。

上郷西地区においては、7自治会町内会で構成され結束が強く元気なシニアが街をささえ、子育て世代にやさしい地域です。栄区内で75歳以上の人口割合や3世代世帯率が一番高く、18歳未満の子のいる世帯率が栄区内で唯一増加している地域です。地区別計画として3つのテーマ（お互いを支えあうまちに・みんなが主役の明るいまちに・いきいきと健康で暮らせるまちに）を3つのプロジェクトで構成し、事務局として各町内会自治会や区・区社協・ボランティアグループと連携し、イベントの開催やイベントを通じて健康診断のすすめや担い手の発掘、防災意識を高める環境づくりに取り組んでいる。世代間交流サロンぬくもりの開催が代表的な活動でデイサービスの休業日を利用して開催しています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

担当地域・・・連合町内会および各自治会、地区社協各団体、ボランティアグループ、商業施設、商店、学校、医療、福祉施設等と会議、研修会、地域活動等の場面で関わることによって連携を深め、課題解決に向けた活動によってネットワークが構築されています。具体的には買い物支援の課題解決としてコミュニティバスの運行やスローショッピングの定期開催を実施しています。また具体的な実践活動においても常に助言および適切な指導をいただいています。

栄区社協・・・横浜市域および栄区域で課題になっている情報について、適宜情報提供および指導をしていただいています。特に地域活動交流事業や生活体制整備事業においてはボランティアの確保や社会資源の創出等、常に助言をいただいています。

他の地域ケアプラザとの連携・・・ケアプラザ所長会、地域活動交流コーディネーター連絡会、生活支援コーディネーター連絡会、地域包括支援センター連絡会、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー分科会などの同職種による横のつながりに加え、栄区7ケアプラザ共催事業や栄区社協専門機関部会等を通じて良好な連携を保っています。

また担当薬局との定期的な懇談会、配食サービスグループとのミーティング、民生委員との会議を通じて良好な連携を保っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<法人理念>

「一人ひとりを大事にし、障害のある人も高齢者も誰もが健康で平和に暮らせる真の豊かさを持った社会づくりを目指す。」

<令和6年度基本方針>

新型コロナウイルスの襲来と、これを契機に顕わになった法人経営状態の脆弱さ、これらに振り回され、対策に終始してきたのが、ここ数年の状況といえる。新型コロナウイルスについては、昨年度より国としての取り扱いが変わり、地域の方々と集うイベント等、コロナ前とほぼ同様に実施することができた。一方、感染が収束したわけではなく、感染者の発生に伴う対応等について、引き続き事業所ごとの慎重な判断が求められた。

経営状態については、5年度予算立てをより厳密に行い、年間を通して執行状況の把握に努めたものの、事業所それぞれが抱える課題もあり、法人全体として大きく改善するには至っていない。この状況に対し、下期には「事業所ごとに赤字にならない収入と支出（人員体制等）をめざす」という方針を再確認し、6年度予算立て、新規利用者の受け入れや人員体制等を熟考、経営会議での確認検討を重ねた。

全国的に共通の課題でもある人材育成と人材確保については、いずれも経営会議内でプロジェク

トを組織し、課題の分析と方針の明確化を図ると共に、具体的な取り組みをスタートさせた。人材育成については、「法人人材育成指針」のバージョンアップと共に、法人研修体系の3年後完成を目指し、1年ごとの実施内容を明確化した。人材確保については、新たな媒体の活用等を開始している。

5年度末には、新たな報酬体系が示された。随所に不満はあり、わが国が、障害のある人や高齢者を含め、どのような社会をめざすのか、そのビジョンは見えてこない。しかしそれは同時に、われわれが事業運営の中で示していかなければならないことであるとも考える。障害者支援施設入所者全員に対し、「地域移行の意向を確認すること」が示されたことは、どんな重度者に対しても地域生活の可能性を示唆するものであり、国の方針転換と捉えることができる。「(言語的な表現の困難な人に対しても) どうやって意向を確認していくのか」、「地域で暮らすとはどういうことか」、「誰もが暮らせる社会とはどんな社会なのか」。これらは、法人開設以来約40年、訪問の家が取り組み続けてきたことである。この実践をたゆみなく続けること、そして、これを社会に示し続けていくことが、私たちの役割であると再認識する。

こうした社会情勢と法人運営の流れの中で、6年度を迎えることとなる。ここまでに顕在化した課題に対して、対策を検討、実施してきたことを、さらに確実に実施していくことが、6年度最大のミッションである。そして、そのミッションの遂行は、なんのために、どこに向かっていくのか、常に示され、意識できるものでなければならない。「一人ひとりを大事に」、「誰もが暮らしやすい社会づくり」というゆるぎない法人理念のさらなる実現、実体化をめざす年度としたい。

<事業実績>

・第二種社会福祉事業

- (1) 障害福祉サービス事業の経営
- (2) 地域活動支援センターの経営
- (3) 相談支援事業の経営
- (4) 移動支援事業の経営
- (5) 老人居宅介護等事業の経営
- (6) 老人デイサービス事業の経営
- (7) 老人介護支援センターの経営
- (8) 障害児通所支援事業の経営

・公益を目的とする事業

- (1) 診療所事業
- (2) 地域生活支援事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 地域包括支援センター事業
- (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- (6) 基幹相談支援センター事業
- (7) 介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB)

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ①予算管理：現実的な内容で予算編成をしているが経営環境の変化で修正が必要となることも少なくない。この為、年1回（11月）予算内容を再検討し必要があれば補正予算を編成することになっている。
- ②法人税等への対応：法人税については税務署の指導によりH21年度から収益事業について申告を行っているが納税額はゼロである。消費税はH16年度から申告を行い納税している。申告は会計事務所に委託している。
- ③財政状況の健全性：おおむね良好な財政状況である。設備資金の借入金は（R6.3月末）約1.6億円あるが、施設建設時に行政の指導により借入したものであり元金償還は主として補助金によることになっている。運転資金の借入金はない。
- ④安定した経営ができる基盤：A.財政状況がおおむね良好（上記③） B.後援会等強固な組織による支援（支援者等からの寄附金収入が毎年度約1千万円） C.事業所間協力：福祉制度の改革により収支面でプラスになる事業とマイナスになる事業が生じるが当法人の場合、多岐に亘る福祉事業を行っている為、部門間の協力により、これにうまく対応することが出来る。 D.会計監査人の設置：法人の経営力強化・効率的な経営の観点から会計監査人を設置しており、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図っている。設置初年度（H29年度）からR5年度決算まで「無限定適正意見」が付されている。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長及び職員の確保、配置については、福祉に関する人材難の状況が背景にあることを踏まえて次の通りに考えています。

- ・所長については2022年から同職についている職員が継続して行う予定です。
- ・職員の一体感を醸成するため、地域支援に関する目標を共有し、事業間で連携を深めるよう努めています。また、個人の目標管理制度を定め、上司との面談を年3回行っており、資格取得について奨励しています。これらの働きかけによって、何らかの理由によって欠員が生じた場合においても資格が必要な職種については異動等で補えるよう備えています。さらに社会福祉士、介護福祉士、看護師等の実習生の受け入れを積極的に行うことによって人材確保に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成及び研修計画については、次の通りに行っています。

法人研修・・・研修担当連絡会を立ち上げ、人材育成研修、ビジネスマナー研修、コミュニケーション研修、権利擁護研修を実施。

ケアプラザ研修

共通（全員）・・・年3回目標管理制度の実施（計画、中間振り返り、年度振り返り）

倫理研修、個人情報漏洩防止研修、感染症予防研修、ハラスメント、災害時及び感染症BCP
接遇研修、虐待防止研修、プライバシー保護研修、ヒヤリハット事故防止研修、防災基礎研修
（各年1～2回実施）

居宅介護支援・・・介護保険や居宅介護支援の業務に必要な研修を週1回実施している。

通所介護事業・・・介護保険制度に義務付けられている研修を年12回程度実施している。

地域活動交流事業及び生活支援体制整備事業・・・コーディネーター研修に年6回程度参加している。

地域包括支援センター・・・行政及び社会福祉協議会の企画した研修に年12回程度参加している。

また月に1回テーマを決めて研修を実施している。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設の長寿命化及び設備等の安全確保の観点から次の通り行っています。

・地域活動ホーム径と合同の建物・設備管理委員会（月に1回管理者含む委員5名）設置し、施設・設備の維持保全計画及び修繕計画を立案し進めています。

・建物設備については業者の定期的な点検に加え、修繕担当者による週に1回の自主点検を行い、故障や破損等の早期発見に努めています。

職員全員が小エリアを分担し、不良箇所の早期発見に努めています。また、修繕担当者が実施できる範囲の修繕を行い損傷の拡大を防いでいます。

・エレベーター、自動扉、給湯、冷暖房設備等については保守点検契約を結ぶだけでなく、定時（夜勤業務）の館内見回りの際に各設備を目視確認し、事業に支障が起きないように故障が起きた箇所は速やかに修繕を行っています。

・清掃業務、廃棄物処理については業務委託しています。また、毎朝職員が建物周囲や事務所内の清掃を行い、清潔な施設環境を維持することに努めています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

- 事件事故防止体制については以下の取り組みを行っています。
- ・月1回部門間の会議の中で事故やヒヤリハットの報告を行い再発取り組みについて話し合いを行っています。
 - 通所介護事業・・タ方のミーティングの中でヒヤリハットや事故事例について振り返りや対策防止について話し合いを行っています。
 - 地域包括支援センター・居宅介護支援事業・・業務日誌にヒヤリハットの欄があり、ヒヤリハットの内容と改善策を記入し周知しています。
 - ・事故発生時の対応については定期的に会議等で確認、周知している。また、事件事故時における緊急時の連絡体制（行政機関を含む）やマニュアルを作成し、早急に対応できるよう努めています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- 大規模災害等発生時の福祉避難所の運営についての取り組みとして、次の通りに行っています。
- ・福祉避難所マニュアルを整備し、職員に周知しています。
 - ・福祉避難所マニュアルを活用した研修（机上訓練・大規模災害を想定した福祉避難所開設訓練等年1～2回）を行っています。また震度5強以上の地震については職員の参集を取り決めていきます。
 - ・栄区の企画する福祉避難所研修等に参加し、福祉避難所運営についての適切な取り組みができるように努めています。
 - ・防災備蓄については、横浜市から支給されたもの以外にも3日分の食料や飲料水等を確保しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- 大規模災害（震災・風水害）に備えるため、次のような取り組みを行っています。
- ・横浜市や栄区が企画する防災関係の研修について積極的に参加します。
 - ・地域の防災拠点等で行われる防災訓練等に積極的に参加し、日ごろからのつながりを作ります。
 - ・栄区に所在している法人事業所が参加する合同会議を定期的に開催します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- 市民、団体及び介護保険サービス事業所等に対して、公正中立な対応を図るための取組については以下の通りです。
- ・地域包括支援センターについては、居宅介護支援事業所を紹介する際は利用者に提供される情報が偏る事のないよう栄区内や近隣区の事業所が掲載される資料を用いて説明します。
 - ・居宅介護支援事業については、利用者に提供されるサービスについて適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう特定の種類の種類に不当に偏ることのないよう介護保険サービス、行政サービス、インフォーマルサービス等について資料を用いて説明し居宅サービス計画を作成しています。
 - ・地域活動交流事業における貸館事業については、横浜市が作成した横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに則り、公正に利用できるよう努めています。また、広報誌等を利用して、定期的に貸館登録団体が増えるように周知を努めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- 利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法については、以下の通りです。
- ・受付窓口にご意見箱を設置しています。ご意見があった際は会議を開催し、改善策を検討しています。
 - ・毎年1回利用者アンケート（窓口利用者、自主事業参加者、貸出施設利用者、介護予防・居宅介護支援事業の利用者、通所介護事業の利用者等）に配布し、集計結果を分析して改善策を検討します。その改善策等については運営協議会や広報誌等で周知し実施します。
 - ・苦情については各事業に苦情解決責任者、苦情解決担当者を配置し対応します。また、ポスターや重要事項説明書等の掲示により苦情解決の仕組みについて情報提供し、申し立てをしやすいうように努めています。
 - ・法人に第三者委員を設けており、年1回意見交換会を開催し事業運営に努めています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護・情報公開・人権尊重については以下の通りです。

- ・個人情報保護について・・横浜市条例に基づき、個人情報保護マニュアルを作成し、職員全員に周知しています。さらに詳細な業務手順マニュアルを作成しています。年に1～2回個人情報保護について研修を行い、情報漏洩に努めています。
- ・情報公開について・・ケアプラザに関わる事業内容等については法人の作成するホームページで公開しています。その他「ワムネット」「かながわ福祉情報コミュニティ」「横浜市」「情報公表制度」等で事業所に関する情報をインターネット上で公開しています。
- ・人権尊重について・・職員の意識啓発のため、人権啓発研修を行っています。(年1回)

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮、市内中小企業優先発注、重要施策を踏まえた取り組みは以下の通りです。

- ・環境への配慮について・・ゴミの分別推進に関する委員及び内部の各部門に担当職員を配置しリサイクルの意識を高めています。雑紙、白紙、色紙等、ボックスを利用し分類し再利用に努めています。市民向けには資源循環局から依頼を受け布、段ボール、雑紙等の資源回収ボックスを設置しています。
- その他、地球温暖化防止に則り、館内は夏28℃、冬22℃の維持をし、クールビズ、ウォームビズを推進しています。
- また、こまめな消灯、使用しない機器の電源遮断に努め脱炭素化の取り組みをしています。
- ・市内中小企業振興条例について・・市内中小企業の経営状況について物価高騰や人手不足の影響により停滞しているため、事業継承に向けた経済基盤の安定は必要だと思われる。ケアプラザとしては工事や物品及び委託契約の際は市内中小企業者に発注や契約を検討していくよう努めています。
- ・男女共同参画推進について・・平成19年度には「よこはまグッドバランス賞」の表彰を受けるなど、男女が協力して働ける職場を目指しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法については2つのアプローチがあります。既登録団体および未登録団体への働きかけと新規団体の設立支援です。前者については広報誌やInstagramを利用した周知活動になります。年1回貸館利用についてのお知らせを行い登録の呼びかけを行います。また貸館団体意見交換会（年1回）では施設利用についての意見を聞くと同時に貸館の空き状況（比較的空いている曜日、時間帯などの情報）についてお知らせします。新規団体の設立支援については①地域課題の抽出→②講座の実施→③活動メンバーの募集というステップを経て活動グループの設立につなげています。

利用者のために有益な情報提供を行う方法については利用者のための有益な情報提供としては玄関に分野別に地域の方が自由に持ち帰りできるよう配架しています。また、広報誌に講座等の情報を周知、Instagramによる情報提供を行っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

関係諸機関と連携しながら、高齢者・子ども・障害のある方など幅広い相談を受けられる体制をつくっています。

高齢者・・・地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け適切なサービスや機関につないでいます。また、ボランティア活動などの紹介を希望するような活動的な高齢者については地域活動交流事業が窓口となり活動紹介を行っています。生活の困りごとを解決する団体や担い手の支援や地域の高齢者の交流の場を増やす手伝いとして生活支援体制整備が相談を受けています。

障害者・・・原則として地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け基幹相談センターや生活支援センター、区役所の障害支援担当と相談し、適切なサービスや機関につないでいます。

子ども・・・原則として地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け適切なサービス機関につないでいます。

その他館内にある「おもちゃ文庫事業」（月～金）10時～12時では子育て経験者や区役所などで活動している保育協力者7名を支援者として常駐させ、育児の不安や悩みに対しての助言、専門相談機関の紹介や情報提供を行っています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域住民の視点を第一に考え、地域包括支援センター3職種（社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー）および生活支援コーディネーター、地域活動交流事業のコーディネーターが協力し、各々の事業や収集した情報について共有する会議を月4回行っています。会議の視点として、地域での見守りの必要な方の情報共有および、新たな地域課題に対する実践活動に置いています。

その中で課題があると地域ケア会議を開催し、新たな社会資源の創出を図るよう努めています。結果として、認知症カフェ、認知症予防サロン、ポールウォーキング教室、豊かなシニアライフを考えるサロン、心の悩みを抱えた人のサロン、庭木の選定ボランティアグループ、配偶者を亡くした方の会、元気づくりステーション等が立ちあがり活動を継続しています。

関連施設との連携については、栄区役所の主催する研修会や会議の参加や地域ケア会議の参加し課題を共有しています。地区センターと共催で認知症サポーター養成講座を開催しています。栄区社会福祉協議会と連携し、ボランティアグループの支援や地域ケア会議に参加し、課題を共有しています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域課題の解決に取り組む中で、情報共有の必要性が生じ、結果的に必要なネットワークが構築されていくと考えています。具体例を挙げれば、栄区福祉保健計画・地区別計画を進めていくためには情報交換を行う推進母体が必要となり、本郷中央地区支えあい連絡会や支えあうまちづくり上郷西の事務局と担うことを通して、区役所、区社協、他ケアプラザを含めたネットワークを構築しています。上郷西地区に関しては地区支援チームと関係が良いため積極的に顔の見える関係づくりができています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

誰もが健康で安心して暮らせる街を目指すという栄区役所と協働して地域のみなさんの福祉保健活動を支援し自主的な活動を促進しています。また、栄区役所と会議や講座を通して連携を図っています。栄区地域福祉保健計画や栄区行動指針をもとに事業計画を作成し、職員全員で把握しています。また、地域に伝える場として地域福祉保健計画の推進会議があり、区役所、区社協とともに事務局を担っています。区役所との具体的な連携についての場面として、本郷中央地区、上郷西地区支援チーム、定例カンファレンスの参加、個別ケースに関する合同カンファレンス、地域ケア会議の開催等があり、さまざまな場面で情報を共有し、地域課題や個別ケースの課題、社会資源の開発等について協働しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

担当エリアでは既に地域福祉保健計画、地区別計画の推進母体が活発に活動しており、その事務局を担当しています。また、地区別支援チームでは主な情報提供役を担っています。

本郷中央地区ささえあい連絡会・・・主に連合町内会および地区社協の二つの組織に属するメンバーが4つの部会（高齢社会部会、子育て部会、地域防災部会、見守り部会）に分かれて所属し、テーマ別に活動を推進しています。また、本郷台駅前ケアプラザと区役所、区社協と連携し第5期計画策定に向けて力を入れていく必要があります。

支えあうまちづくり上郷西・・・主に連合町内会、地区社協およびボランティアグループ、二「所属するメンバーが3つのプロジェクト（防犯・防災プロジェクト・まちの活性化・交流プロジェクト・見守りプロジェクト・）に分かれて所属し、テーマ別に活動を推進しています。ケアプラザは事務局として課題把握に努め、各プロジェクトの支援を行い、所内で情報共有を行っています。勉強会などの講師のつなぎ役なども積極的に行い、他施設との連携もとれています。第5期計画策定に向けて支援していきたい。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動についての共通した考えとして、自主事業は当事者グループを形成して、まずは共催事業に移行します。続いて自主グループ化の支援を行うというプロセスを踏むようにしています。但し、多くの場合はコーディネーター等が事務局としてそれぞれの活動に残り継続性を担保しています。

高齢者の分野については、次の視点の取り組みがあります。

フレイル予防

（運動）・・・PWクラブ桂台（ポールウォーキングを通じての交流）

ひまわり（ふまねつとを通じての交流）

ボッチャの日（ボッチャを通じての交流）

（栄養改善）・・・栄養講座（シニア向けの低栄養予防の教室）

（交流・仲間づくり）・・・あおぞら会（配偶者を亡くした方のグリーフケアおよびピアグループ）

ふくろうカフェ（シニアライフに起こる課題をお互いに語り合う）

（認知症・うつ・閉じこもり予防）

・3A・スマイルの会（認知症予防の取り組みである3Aアプローチを用いたグループ）

・N・Fの会、桂台カフェ（認知症の家族会および当事者会）

（趣味・いきがい）

・・・パソコンサロン（シニアの初心者対象のパソコンサロン教室）

- ・男性料理教室（シニアの男性が調理し、メンバーで食事をする）

こどもの分野については次の取り組みがあります。

- ・おもちゃ文庫（未就学時のこども対象、子供の交流および親の交流を図ることを目的にしています。育児についての悩みの傾聴や助言のため、子育て支援者を置いてフォローしています）
- ・親子のふれあいタイム（遊びを通じて、親子のふれあいを深め、集団行動によってお友だちとの関わりの大切さを伝えることを目的に実施します）
- ・こども食堂（子どもたちの居場所で月に1回食事を提供しています）
- ・こども食堂学習室（勉強を教えるボランティアを置き、こどもの宿題や勉強のフォローをしています）
- ・福祉教育（ケアプラザと小学校との交流事業、地域で共に生きることをテーマに体験学習をしています）

障害の分野については次の取り組みがあります。

- ・木曜サロン（こころの病の方や引きこもり体験のある方が語り合う集い）
- ・もくようカフェ（こころの病の方や引きこもり体験のある当事者が誰でも参加できるカフェを開催しています）
- ・花を植える会（ケアプラザ花壇の手入れを通じて、障害のある方との交流を図る）
- ・朋ガーデン（障害のある方が中心となり、朋ガーデンを開放して地域交流を図る）

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・貸館利用について、定期的に広報誌やインスタグラムを活用し周知を図っています。
- ・地域課題に関連する講座を企画実施し、その後に具体的な実践活動を行うグループを立ち上げ貸館登録団体を増やします。結果として利用促進につなげています。
- ・貸館意見交流会を開催し、登録団体に空き情報を提供しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・よこはまシニアボランティアポイント研修会の開催・・・シニアボランティアの発掘のため、参加できる活動の幅を増やし、周知することに力を注いでいます。
- ・デイサービスを活用したボランティア活動の促進・・・デイサービスを活用したボランティア活動のメニューを増やし、簡単にできるものから専門的な知識が必要なものまで幅広い活動を提供できる体制を整えています。また、コーディネーターを配置してボランティアの活動についての相談や調整を行っています。
- ・貸館団体へのアプローチ・・・ボランティア活動者を募集している団体をリスト化し、適宜紹介できる体制を整えています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集については次のとおりにおこなっています。

ケアプラザ5事業（地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、通所介護事業）がそれぞれ参加した会議、研修等によってさまざまな情報を収集します。その上で事業間の連絡会議を行い情報共有します。また、横浜市や横浜市社協、栄区役所、栄区社協から送られてくる情報、その他の保健福祉関係情報誌等から得られた情報についても全部署に回覧し情報共有しています。

収集した情報についての地域への発信は次の通りです。

- ・電子媒体・・・法人ホームページを活用し、情報の発信を行っています。
- ・広報誌・・・「ケアプラザだより」の発行・・・読者の対象を地域活動者や地域住民とし、活動に役に立つようなイベントや講座の情報の他に特集記事の発信に努めます。また、そこで得た情報を地域や暮らしの中で活用できるよう促します。毎月1500部発行しています。
- ・地域資源リスト・・・生活支援コーディネーターが作成する地域資源リストを活用し内部の情報共有を行い、社会資源の開発に役立てます。また各コーディネーター等が連携し新しい社会資源を把握し情報伝達をします。
- ・インスタグラム・・・ケアプラザのイベントカレンダー、講座等の最新情報、通所介護の様子、花壇やエリアの情報を発信しています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

・生活支援体制整備事業においては生活支援コーディネーターが1名配置となっていますので地域包括支援センターおよび地域活動交流事業への相談内容やその傾向を分析して、高齢者の生活ニーズを把握しています。また、担当地域のサロンや移動販売、ミニボラ、サービスB事業所、自治会への訪問、イベントの参加などを行いニーズは把握に努めています。

・担当エリアの本郷中央地区には地域福祉保健計画の過程の中でも地域住民の声を拾いあげる形で常にニーズを意識して参加しています。さらに地域の会議等で上がった個別課題や地域課題は地域ケア会議を開催し、把握してニーズを一步前進させた形で課題分析を行い解決策について探っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

生活支援体制整備事業においては生活支援コーディネーターが1名配置となっていますので、地域包括支援センターおよび地域活動交流事業と連携して、社会資源の把握に努めています。また、担当地域のサロンや移動販売、コミュニティーバス、スローショッピング、サービスB事業所を訪問や参加し、実際に内容を把握しています。生活支援コーディネーター会議で把握した担当エリア外の社会資源についても見学等を行い、新たな社会資源の開発につなげています。創出した社会資源が継続できるように担い手に寄り添いながら適切な支援を行っています。(ミニボラ、移動販売、剪定ボランティア、木曜カフェ、あおぞら会等)

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組(協議体)について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組(協議体)について、具体的に記載してください。

平成29年度は地域アセスメント等から浮かび上がった「生活支援」をテーマで地域ケア会議を開催、協議体を設置し「ミニボラグループ」を立ち上げました。
平成30年度は「買い物支援」をテーマで地域ケア会議を開催し、その後協議体を設置し「自宅まで送迎し定期的な買い物支援」を立ち上げました。
令和5年度は「バスを利用した外出支援」をテーマで地域ケア会議を開催し、自治会等地域の方と話し合いを重ね、コミュニティーバスの定期運行を開始しました。
令和6年度は「物忘れや筋力低下の高齢者への買い物支援」をテーマに地域ケア会議を開催し、活動に結びつけるプロセスを踏み定期的にスローショッピングの開催を開始しました。
実現に向けた取り組みには日頃からの地域住民との顔の見える関係をつくり、地域の課題を共有するよう努めています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・空家を活用したサービス事業の取組み・法人が申請母体となり、地域住民をボランティアスタッフとして登録し運営を行っています。また、誰もが利用できるカフェとしての事業を行っています。
- ・ゴミ出しや話し相手、掃除、草取り等、介護保険では利用ができない支援についてのニーズを地域住民と協力してミニボラグループを立ち上げ、立ち上げた後も活動内容の把握をしています。
- ・高齢となり、バス停まで歩いて外出が困難となったという課題に対してコミュニティーバスの運行を地域住民と特別養護老人ホームの社会貢献で公園にバス停をつくることで、今まで外出が困難だった高齢者が外出することができました。
- ・一人暮らしや高齢世帯が増え、庭木の管理が十分にできないというニーズを解決するため、さかえグリーン協力隊を立ち上げボランティア活動を継続しています。
- ・地域の自治会や民生委員、ボランティア団体と定期的に話し合いニーズを把握し新たな社会資源につなげていくよう努めています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 地域の身近な相談者として、高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等を問わず、本人又はその家族等の相談を受けとまるとともに、適切な支援、もしくは関係機関等につなげることに努めています。また、対象別に現状の課題を挙げ、取り組み内容を考える必要があります。
- ・高齢者の相談においては、民生委員、自治会役員、NPO、インフォーマルサービス等と連携し、適切な支援や関係機関等につなげる取り組みをおこなっています。
具体的には民生委員児童委員協議会に参加させていただき、事例検討会の中で共有する、NPOの活動に参加し支援する、配食サービスのミーティングに参加する等日頃から顔の見える関係づくりを行い、気軽に相談ができる関係を築いています。
 - ・子どもの相談においては併設されているおもちゃ文庫の機能を活用し、子育て支援者を置くことで対応を行っています。また、子育て支援者の会議で情報を共有しています。事業としては、貸館機能を利用していわゆる「子ども食堂」自主グループが月1回、「子ども食堂学習室」を週1回開催しています。
 - ・障害者の相談においては、いわゆる 8050 問題が現実的になってきており、これまで引きこもっていた方が、親を亡くし、さらに行き場のないという問題が顕在化してきています。栄区役所、ふれんず、生活支援センター、基幹相談等の関係機関と連携し、自助グループ（木曜サロンやもくようカフェ）への支援を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けるために様々な取り組みを行っており、今後も継続していきます。

- ・担当地区における認知症ネットワークの支援を行い、認知症に対する理解の促進を図っています。
- ・世代を問わず、地域のニーズに応じて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解を地域に広げています。
- ・地域のキャラバンメイトと協力し小中学校、スーパー、自治会員を対象に認知症サポーター養成講座を行っています。
- ・認知症カフェを毎月1回開催し、当事者および家族の支援として認知症の理解を地域へ広げています。
- ・月に1回開催される認知症初期支援チームに参加し、認知症で課題のある方の事例を提出しチームで課題を共有し支援について検討しています。
- ・チームオレンジで認知症支援の普及啓発やスローショッピングの取り組みを行っています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待については、表面化しづらいことや慎重かつ迅速な対応が求められることが課題となっています。未然防止および早期発見を目指し、他機関と協力しながら取り組みを行っています。

- ・栄区虐待防止連絡会へ出席して研鑽します。(年1回)
- ・定例カンファレンス(月1回)、ネットワークミーティング(随時)を実施し、必要に応じて虐待防止に関する話し合いを行います。

消費者被害や詐欺被害等が多発している状況があります。未然防止のための情報共有や取り組みを行います。またリスクの高い一人暮らしの認知症高齢者などには、被害を受けないように事前準備ができるように関わります。

- ・栄区地域包括支援センター連絡会社会福祉士分科会において消費者被害に関する情報共有を行います。
- ・成年後見サポートネットに参加します。
- ・成年後見制度等の権利擁護、終活に関する講座を開催します。(年3回程度)
- ・SAKAEシニアライフノートに関する出前講座を実施します。(年3回程度)

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーが高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えることができるケアマネジメントを実践することができるようにケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行っています。具体的には、民生委員やボランティアグループとサービス事業所の顔の見える関係づくり、ケアマネジャーと医療との連携を支援します。

（年1回）

- ・ケアマネジャーと多職種をつなぐ勉強会を定期的に行います。（年3回）
- ・民生委員とケアマネジャーとの懇談会を行います。（年1回）
- ・ボランティアグループとケアマネジャーとの懇談会を行い、情報冊子を配布します。（年1回）

■在宅医療・介護連携推進事業について

・個別課題や地域課題の解決に向けて、医療機関と介護事業所等（個人、組織及び団体）がその日常の中で、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築できるように働きかけます。

・ケアプラザエリアの薬局と包括職員、エリアで活動するケアマネジャーとの勉強会を年4回開催します。

- ・栄区在宅医療相談室との共催で年1回ケアマネジャー向け勉強会を開催します。
- ・医療機関への入退院時支援を医療機関と連携して行います。（随時）
- ・年に1回、医療機関の医療ソーシャルワーカーとケアマネジャー向け勉強会を開催します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域包括ケアシステムの実現のため、地域ケア会議を活用して取り組んだ具体的な次の通りです。

- ・ ボランティアグループの高齢化で解散しミニボラグループがなくなってしまうという地域の課題について、地域ケア会議、協議体を得て平成29年度は生活支援ボランティアグループの立ち上げ支援を行いました。

- ・ 平成30年度には、自宅からバス停まで距離が遠く、銀行や買い物に行けない高齢者が増えているという課題について「買い物支援」の取り組みを地域ケア会議、協議体を得て行い、2か月に1回の買い物支援に取り組みました。

- ・ 令和4年度には孤立死が続いた地域から見守り体制についての相談があり、地域ケア会議を開催しました。開催後、自治会やシニアクラブ、民生委員等が集まり定期的に見守り会議を開催することとなりました。

- ・ 令和5年度には交通機関を利用して外出が困難な方が増えているとの相談があり、地域ケア会議を開催しました。開催後、外出支援を課題について自治会と協力し、コミュニティーバスの運行を開始しました。

- ・ 令和6年度には物忘れや下肢筋力低下があり一人で買い物が困難となっている課題について地域ケア会議を開催し、スローショッピングの定期開催を開始しました。

地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが定期的に自治会、シニアクラブ、民生委員の会議等に参加し地域ニーズを把握し、課題について早期に解決するために地域ケア会議を活用しています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

事業実施を行う人員の育成については月に2回の研修を行い、介護予防ケアマネジメントのスキルアップを図っています。指定居宅介護支援事業者への業務委託については栄区内または近隣区事業所の受け入れ状況を定期的に確認し、利用者やご家族に情報提供を行っています。また、年に1回は委託事業所を訪問し、いつでも相談できる関係を築くようにしています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当地域の高齢者が介護予防に関する正しい知識や情報を得るために自治会と協力し、自治会館等、徒歩で出かけられる身近な場所で介護予防普及講座を開催します。（栄養改善・口腔機能向上・ロコモ予防、認知症予防等）また、自治会館毎で元気づくりステーションの立ち上げを目標にしています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築については以下の通りです。

・ボランティアグループの情報交換を行うため、年に1回情報交換目的に交流会を開催しています。また、地域のサロンや体操グループに参加し、地域ごとの社会資源を把握しています。生活支援コーディネーターがヨコハマ地域活動サービス検索ナビの周知と掲載のため、情報収集を行い、担い手の高齢化や減少しているグループの支援（広報誌やインスタグラム等で活動やメンバー募集）を行っています。

また、地域のサロンや体操グループの活動に参加し、地域ごとの社会資源を把握しています。年に1回ボランティアグループとケアマネジャー等の多職種が集まり懇親会を開いています。

・民生委員・児童委員協議会で行われる事例検討会（年3回）やブロック会議（年3回）に参加し、事例の共有や見守りが必要な高齢者の情報共有を行っています。

・担当エリアの薬剤師との懇談会を開催し、課題や情報の共有を行っています。（年4回）

・自治会や民生委員と定期的な会議を開催し、情報の共有を行っています。（年15回）

・地域で活動している配食サービス・コミュニティーバスとの定期的な会議を開催し、情報共有を行っています。（年8回）

会議等に参加することで日ごろから顔の見える関係を作っています。また、会議等で課題があれば地域ケア会議を開催し、課題解決に努めています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針は以下の通りです。

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。年に1～2回他の法人の居宅介護支援事業者と勉強会を開催します。介護予防支援事業者と利用者の状況に変化があった際は報告・相談し、綿密な連携を図っています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針は以下の通りです。

事業の実施にあたっては、要支援者、要介護者となった場合においても、心身の特性を踏まえて利用者が可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、認知症予防並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、要介護者等になることの予防またはその状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っています。

1日の流れ・プログラム活動については以下の通りです。

8:30~10:00	自宅までの送迎サービス 看護師による健康チェック
10:30	プログラム活動（選択制） ・グランドピアノによる音楽レク・健康体操・カラオケ・書道 ・入浴（女性の利用者）
11:30	昼食 男性の利用者（年に4回は特別メニュー提供）
12:00	昼食 女性の利用者（年に4回は特別メニュー提供）
12:30~ 13:30~	機能訓練 5名以下のグループでの運動・館内歩行 フリータイム ・手芸・絵手紙・百人一首・麻雀・将棋等の趣味活動 ・音楽や体操も行っており好きなプログラムに参加 ・入浴（男性の利用者）
14:30	全体レクリエーション ・誰でも楽しく大勢で行えるゲームやクイズ、オンラインを活用したプログラムの実施 ・地域で活動している音楽グループ等による演奏会、舞踊、歌声喫茶等のスペシャルプログラムの実施（月3~4回実施）
15:10	・おやつ、お茶の提供 ・お誕生日会（毎月第2週） ・歓談
16:00~17:00	ご自宅までの送迎サービス

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

収支計画においては、収支バランスを保つため、コスト管理を重視しています。限られた収入の中で運営するため、人件費及び建物・設備の維持管理費、水道光熱費等、支出面の管理が重要です。利用者サービスのための経費は、第一に清潔で利用しやすいケアプラザという目標から、設備の維持管理が大切になります。一方、施設の建設から20年以上が経過し、修繕に費用がかかることが増えているため、故障個所の早期発見に努めるとともに大規模修繕の必要な箇所は計画的に行います。

具体的な対策として、建物・設備管理委員会を設置し、月1回のメンテナンスの計画を確認しながら遂行しています。

令和元年度に電気設備をLED照明に変更し、電力料の節約に努めました。また、利用者アンケートや貸館意見交換会で備品等や研修・講座の企画等についても意見を伺い、利用しやすい環境づくりを配慮しています。

その他、福祉人材難により人材確保の困難さが増し、比例して採用時の経費が増大しているという状況がありますが、働きやすい環境を整え、職員研修等を充実させることで人材の定着に配慮しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザにおける目的に鑑み、福祉保健団体への利用を推進し、原則としているため、貸館の利用料金はありません。また、さまざまな講座等の企画においては近隣で活動している団体や日ごろから連携している福祉施設、医療機関に講師を依頼して運営費を抑える工夫をしています。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 17 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうもんのいえ) 社会福祉法人 訪問の家
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4番7号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和60年12月19日
沿革	昭和47年 4月 横浜市立中村小学校に特殊学級として訪問学級を開設 同時に母親学級も開設 昭和54年 4月 母親学級が母体となり、障害者地域作業所「訪問の家」を設立 昭和58年 4月 障害者地域作業所「朋」を開所 昭和59年 7月 (仮称)社会福祉法人「訪問の家」設立発起人会を設立 昭和60年 4月 (仮称)社会福祉法人「訪問の家」設立準備室を開室 昭和60年12月 社会福祉法人「訪問の家」の設立認可がおりる 昭和61年 4月 知的障害者通所更生施設「朋」を設立 平成 5年 5月 「朋」内に「朋診療所」を開設 平成 6年 3月 グループホーム「きゃんばす」を開設 平成 6年 4月 知的障害者通所更生施設「集」を設立 横浜市根岸地域ケアプラザの運営委託を受ける 平成 7年12月 ふれあいショップ「さんぼみち」開店(平成27年6月閉店) 平成10年 5月 グループホーム「どリーむはんず」を開設 平成11年 5月 地域活動ホーム「径」を設立 横浜市桂台地域ケアプラザの運営委託を受ける 平成12年 4月 朋分場「CAN」を開設 平成13年 6月 障害者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設 平成14年 2月 グループホーム「アレグリア」を開設 平成14年 7月 グループホーム「ふぉーびーす」を開設 平成16年 5月 訪問看護ステーション「さくら草」を開設(平成21年3月事業廃止) 平成16年 5月 高齢者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設 平成16年 8月 グループホーム「ひいらぎ」を開設

	平成17年 5月 グループホーム「からーず」を開設 平成18年 4月 グループホーム「トポス」を開設 平成18年 8月 グループホーム「オハナ」を開設 平成19年 2月 グループホーム「コム」を開設 平成19年 4月 「朋第2」を開設 平成19年10月 地域活動ホーム「連」を設立 平成24年 1月 グループホーム「ハイビスカス」を開設 平成24年 6月 グループホーム「はびねす」を開設 平成24年10月 横浜市多機能型拠点「郷」を設立「郷」内に「郷診療所」を開設 平成25年 3月 グループホーム「ファイン西が岡」を開設 平成28年 3月 グループホーム「ファイン鶴ヶ峰」を開設 令和2年 4月 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(通所型サービスB) 「花かご」を開設			
事業内容等	・第二種社会福祉事業 (1) 障害福祉サービス事業の経営 (2) 地域活動支援センターの経営 (3) 相談支援事業の経営 (4) 移動支援事業の経営 (5) 老人居宅介護等事業の経営 (6) 老人デイサービス事業の経営 (7) 老人介護支援センターの経営 (8) 障害児通所支援事業の経営 ・公益を目的とする事業 (1) 診療所事業 (2) 地域生活支援事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センター事業 (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 (6) 基幹相談支援センター事業 (7) 介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB)			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,372,576,867	2,512,221,904	2,444,696,615
	総支出	2,465,868,539	2,394,243,649	2,377,445,665
	当期収支差額	▲93,291,672	117,978,255	67,251,950
	次期繰越収支差額	379,038,700	497,016,955	564,268,905
連絡担当者	【所 属】 XXXXXXXXXX			

	【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】
特記事項	